

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根振興)	一
○県庁舎で使用する電気に関する入札公告 (管財課)	一
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)	三
○大里用土地利用改良区の役員退任届 (大里農林)	四
○測量法に基づく基本測量の終了 (用地課)	四
○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)	四
○さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	四
○さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	

○草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	四
○志木都市計画事業西原特定土地区画整理事業の事業計画の変更許可 (市街地整備課)	五
○荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する落札者の公示 (下水道課)	五
○事務所の所在地又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課)	五
○宅地建物取引業者の処分 (計量器の定期検査(告示))	五
○技能検定員等資格審査に伴う公示 (運転免許課)	七
○埼玉県条例第二十号目次中訂正 (文書課)	八

○埼玉県規則第十九号中訂正 (温暖化対策課) 九

○埼玉県規則第二十二号中訂正 (生活衛生課) 九

## 告示

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第五百七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

埼玉県告示第五百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十日

調達内容

(1) 購入等件名及び数量

一 調達内容

一 申請のあった年月日 平成二十一年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かわせみの家

三 代表者の氏名 池澤 均

四 主たる事務所の所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野二三四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、古民家の再生・活用及び各種ボランティア活動を通じて、地域の活性化と地域保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,700,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成21年7月1日から平成22年6月30日まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

(6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 井田 務 電話048-830-2613(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成21年4月22日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県衛生会館305会議室 平成21年5月28日(木) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のおて先、受領期限及び提出方法

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成21年5月27日(水) 午後5時(書留郵便によること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年4月24日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならぬ。

(4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:  
Electricity for use on the premises and at the office buildings of the Saitama Prefectural Government (estimated kw/h : 12,700,000 kw/h).

(2) Deadline for Submissions:  
By registered mail : must be received by 5 : 00 pm, May 27, 2009  
In person : 10 : 00 am., May 28, 2009

(3) Contact Information :  
Public Property Management Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301  
Tel.048-830-2613

埼玉県告示第五百七十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月十日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十一年四月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みのり

三 代表者の氏名  
大島 幸藏

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市桜区西堀五丁目五番三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによつて、児童の心身ともに健やかな発

達を援助し、健全で豊かな地域社会の確立を図ることを目的とする。

埼玉県告示第五百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月十日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十一年四月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人賢治の冒険学校

三 代表者の氏名  
平沢 直人

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市緑区大字三室二六二一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、体験学習を行い社会的自立に寄与すると共に、市民の方のボランティア精神の育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大里用木土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十日

職名 氏名 住所  
理事 関口喜治 熊谷市成沢一九〇番地一

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百七十九号

平成二十年埼玉県告示第千五百八十九号で公示した基本測量(基盤地図情報作成作業)は、平成二十一年三月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百八十号

平成二十年埼玉県告示第千六百七十四号で公示した基本測量(基盤地図情報整備作業)は、平成二十一年三月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四

に、市民の方のボランティア精神の育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百八十二号

平成二十年埼玉県告示第七百九十四号で公示した基本測量(二万五千分の地形図修正測量)は、平成二十一年三月二十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百八十三号

平成二十年埼玉県告示第七百九十五号で公示した基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)は、平成二十一年三月十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百八十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設定等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号 第二〇〇八一三一―一号
- 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域 入間郡越生町大字西和田字川内三四九―一他二一筆
- 三 雨水流抑制施設の容量 容量 一五四〇立方メートル

埼玉県告示第五百八十五号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百八十六号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司



埼玉県告示第五百八十七号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

志木市西原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

志木市幸町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、館一丁目の各一部

四 事務所の所在地

志木市幸町三丁目五番一八号

五 設立認可の年月日

昭和五十九年三月六日  
変更認可の年月日  
平成二十一年四月十日

埼玉県告示第五百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部下水道課業務担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

落札者を決定した日

平成21年2月9日

落札者の氏名及び住所

環境クリアー・ヴェオリア共同企業

体 構成員 日本環境クリアー株式会社

社 埼玉県さいたま市中央区上落合9丁目9番4-202号 ヴェオリア・ウ

ォーター・ジャパン株式会社 東京都

港区海岸3丁目20番20号 上記代表者

日本環境クリアー株式会社

落札金額

1,190,700,000円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

平成20年10月21日

入札の公告を行った日

埼玉県告示第五百九十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名 (法人にあつては代表者の氏名)	主たる事務所の所在地
有限会社白根建設工業	河西 康夫	上尾市小泉二二番地一

埼玉県告示第五百九十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定により、次の表の上欄に掲げる宅地建物取引業者に対し、平成二十一年三月二十四日付けで同表下欄のとおり処分した。

平成二十一年四月十日

埼玉県知事 上田清司

宅地建物取引業者		処分の内容
商号又は名称	氏名(法人にあつては代表者の氏名)	平成二十一年四月十日から六日間の業務の全部の停止
株式会社白石建設	白石 和男	
主たる事務所の所在地	川口市芝新町十五番十八号	

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月十日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
松伏町	平成二十一年五月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場駐車場
吉川市	平成二十一年五月十九日及び同月二十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所来客者駐車場
三郷市	平成二十一年五月二十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所
	平成二十一年五月二十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター
	平成二十一年五月二十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所
	平成二十一年五月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館
八潮市	平成二十一年五月二十七日及び同月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市役所東側前庭駐車場

区域	期日	時間	場所
神川町	平成二十一年六月八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	神川町役場
上里町	平成二十一年六月九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	ステラ神泉
寄居町	平成二十一年六月十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	上里町中央公民館駐車場
美里町	平成二十一年六月十一日及び同月十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	寄居町役場
	平成二十一年六月十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	美里町農村文化センター
本庄市	平成二十一年六月十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	美里町農村文化センター（セルデイ）
	平成二十一年六月十七日から同月十九日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	本庄市児玉文化会館
深谷市	平成二十一年六月二十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	本庄市役所
	平成二十一年六月二十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	岡部総合支所
	平成二十一年六月二十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	川本総合支所
深谷市	平成二十一年六月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	花園総合支所
	平成二十一年六月二十五日から同月二十六日まで及び同月二十九日まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	深谷市役所

神川町	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	鴻巣市	上尾市	から同月三十日まで
平成二十一年七月三十			平成二十一年七月七日	平成二十一年七月二十二日	平成二十一年七月二十一日	平成二十一年七月十五日から同月十七日まで	平成二十一年七月八日
午前十時から正午	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午後一時から三時まで
本庄市役所	三郷市役所	鴻巣市役所川里支所	吹上公民館	鴻巣市役所	上尾市文化センター第二駐車場	上平公民館駐車場	あだち野農業協同組合上尾支店駐車場
							原市公民館駐車場
							上尾市文化センター第二駐車場
							平方支所駐車場
							大谷支所駐車場

上里町	寄居町	美里町	本庄市	深谷市
一日				
まで及び午後一時から三時まで				

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十一年四月十日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計(電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
松伏町	平成二十一年五月十八日から九月十日まで(日曜日、土曜日及び休日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。))を除く。	計量器の所在場所
吉川市	平成二十一年五月十九日から九月十日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
三郷市	平成二十一年五月十一日から九月十日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
八潮市	平成二十一年五月二十七日から九月二十五日まで(日曜日、土曜日及び	同

神川町	休日を除く。 平成二十一年六月八日から十月七日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
上里町	平成二十一年六月十日から十月九日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
寄居町	平成二十一年六月十一日から十月九日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
美里町	平成二十一年六月十五日から十月十四日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
本庄市	平成二十一年六月十六日から十月十五日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
深谷市	平成二十一年七月二十八日から十一月二十七日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
上尾市	平成二十一年七月八日から十一月六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
鴻巣市	平成二十一年七月十五日から十一月十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

埼玉県公安委員会告示第108号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)

を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成21年4月10日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 期日等

- (1) 審査期日
  - ア 論文審査 平成21年5月12日(火)及び5月13日(水)



4 技能審査

平成21年6月13日(土)、6月16日(火)、6月17日(水)、6月18日(木)及び6月19日(金)

ウ 面接審査

平成21年6月13日(土)、6月24日(水)、6月25日(木)及び6月26日(金)

(2) 申請期間

平成21年4月10日(金)から4月24日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 審査場所及び申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課

3 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係(電話 048-543-2001 内線241)

正誤

埼玉県条例第二十号目次中訂正(平成二十一年三月三十一日第二千六十八号)

誤 埼玉県道路占有料徴収条例の一部を改正する条例

正 埼玉県道路占有料徴収条例の一部を改正する条例

目次中訂正  
ページ 段 行  
一 後ろから八

埼玉県規則第十九号(平成二十一年三月三十一日第二千六十八号)中訂正

ページ 段 行 誤  
四〇 上 十四 第号

正 第九号

埼玉県規則第二十二号(平成二十一年三月三十一日第二千六十八号)中訂正

ページ 段 行 誤  
五八 下 十三 2 相続人等

正 2 相続人が

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県警カーホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------	-----	-------------------------------------------------